

〔外国判例研究〕

消滅時効に関する保険契約法規の合憲性

（フランス憲法院2021年12月17日判決¹）

山 野 嘉 朗

I 事実・判旨

【事 実】

X夫妻は、Y保険会社の保険が付保された家屋の所有者であるが、居住に影響を及ぼす亀裂に起因する保険事故の補償を、指摘された不具合は自然大災害の決定（アレテ）が対象とする期間外に発生したという理由で、Yから拒否された。リオン（Riom）控訴院2021年1月12日判決は、Xらが保険者に対して行った保険金請求を、時効を理由として棄却した。

2021年7月12日、Xらは、上告に際し、破毀院に対し、以下の内容の合憲性に関する優先問題を憲法院に移送するよう求め、受理された。

（1）消費者が事業者に対して行使する請求権は、保険契約以外の契約では民法典第2224条に定める普通法上の5年の時効期間に服するのに対し、保険法典L.114-1条は、事業者ではない（non professionnelles）保険契約者・被保険者が保険者に対して行使する保険契約上の請求権を2年の時効期間に服せしめているのであるから、人および市民の人権宣言第6条、1946年の憲法前文および1958年憲法第2条が保障する法律の前の平等原則（principe d'égalité devant la loi）から導き出される裁判の前の平等原則に

1 Cons. const., QPC, 17 décembre 2021, n° 2021-957, *RGDA* mars 2022, p. 15, note J. Kullmann; *RCA*. 2022, n° 62, obs. S. H; *D*.2022, p.1119, commentaire R. Bigot.

違反していないか。

(2) 保険法典L.114-1 条は、事業者ではない保険契約者・被保険者が保険者に対して行使する保険契約上の請求権を 2 年の時効期間に服せしめているのであるから、人および市民の人権宣言第 6 条、1946 年の憲法前文および 1958 年憲法第 2 条が保障する法律の前の平等原則から導き出される裁判の前の平等原則ならびに人および市民の人権宣言第 16 条が保護する権利の保障（防御権を尊重する権利、裁判を受ける者の権利および同一の訴訟における当事者の権利の衡平を保障する公正かつ公平な手続きの存在）に違反していないか。

これに対し、破毀院第 2 民事部 2021 年 10 月 7 日判決² は、以下のとおり判示して、憲法院への移送を認めた。

(1) 保険法典 L.114-1 条は、X らが行った請求の受理に関わり、同条の適用により時効が判示された訴訟に適用される。

(2) 異議が申し立てられた規定は、憲法院の判決の理由および主文において憲法に適合しているとはまだ判示されていない。

(3) 提起された問題は、民法典第 2224 条に定める普通法上の時効期間が 5 年であるにもかかわらず、保険法典 L.114-1 条が保険者に対して事業者ではない保険契約者・被保険者が行使する保険契約から生じる請求権を 2 年の時効期間に服せしめている点で、重大性を有する。したがって、異議を申し立てられている規定は、一方で、人と市民の権利宣言第 6 条が保障する平等原則を侵害し、他方で、裁判を受ける者の間の平等を害することになる。確かに、他の消費者と同様に保険契約者・被保険者は、契約の相手方である事業者に対し弱い立場にある。しかも、このように作出された区別は公益 (intérêt général) という理由によって正当化されると思われない。

2 Civ. 2^e, 7 octobre 2021, n° 21-13251, *RGDA* novembre 2021, p. 19, note A. Pélissier.

（４）以上により、提起された問題は憲法院に移送する必要がある。

以上の手続きを経て、保険法典L.114-1条の合憲性の優先問題の付託を受けた憲法院は次のように判示して、同規定の合憲性を認めた。

【判 旨】 適合

1. 合憲性に関する優先的問題は、異議が申し立てられたときに訴訟に適用される規定を対象とするものとみなされなければならない。したがって、憲法院は上記2006年12月21日の法律によって改正された保険法典L.114-1条について付託を受けている。

2. 保険法典L.114-1条は、その内容として、次のように規定している。「保険契約から生じるすべての請求権は、その請求権を発生させた事実から2年の時効によって消滅する。

ただし、この期間は、

一 引き受けられた危険についての不告知、不完全告知、不実告知または不正確告知があった場合は、保険者がこれを知った日までは進行しない。

二 保険事故が発生した場合は、利害関係者がその時まで保険事故の発生を知らなかったことを立証したときは、これを知った日までは進行しない。

被保険者の保険者に対する請求権が第三者の請求を原因とするときは、時効期間は、その第三者が被保険者に対し裁判上の請求を行った日または被保険者から損害の賠償を受けた日までは進行しない。

保険金受取人が保険契約者と異なる生命保険契約および保険金受取人が死亡した被保険者の権利承継人である場合の人身傷害保険においては、時効期間は10年とする。

生命保険契約、とりわけ第2号の規定に関しては、保険金受取人の請求権は被保険者の死亡から起算して遅くとも30年の時効によって消滅する。」

3. 申立人は、他の消費者については事業者に対して請求権を行使する

のに普通法上の 5 年の時効に服するのに対し、同条項は、事業者ではない保険契約者・被保険者については、保険者に対して請求権を行使するのに 2 年の時効しか認めていない点を非難する。ところで、事業者ではない保険契約者・被保険者と他の消費者は、契約の相手方に対しての弱い立場を理由に、同様の地位に位置づけられるであろう。

4. 申立人は、同様に、保険契約者・被保険者の弱い立場を考慮することなく、保険者が保険契約者に対して行使する請求権も被保険者が保険者に対して行使する請求権も同じ 2 年の時効が適用されることを批判する。

5. 以上から、同条項は法律および裁判の前の平等原則を尊重していないと帰結する。

6. したがって、合憲性に関する優先的問題は保険法典L.114-1 条第 1 項が対象となる。

—免訴を目的とする結論について

7. 合憲性に関する優先的問題が申し立てられたときの訴訟当事者は、当該条項が本来的に法律の性質を有していないことを考慮すれば、憲法が保障する権利と自由に異議が唱えられている規定の適合性について憲法院は判断する必要がないと主張する。

8. 憲法第61-1 条第 1 項は、「裁判所で係争中の事件の審理に際して、憲法で保障される権利と自由が法律によって侵害されていることが主張された場合は、憲法院は、所定の期間内に見解を表明するコンセイユ・データまたは破毀院からの移送によって、この問題について付託を受けることができる。」と規定する。憲法院は、同項に定める条件に従い、法律の性質を有する条項についてのみ付託を受ける。

9. 異議が申し立てられた条項は、上記1930年 7 月13日の法律第25条に由来し、上記1976年 7 月16日のデクレによって保険法典L.114-1 条として法典化されたものである。この法典化は修正が加えられることなく行われたものである。

10. したがって、異議が申し立てられた条項は、憲法第61-1条にいう法律の性質を有している。憲法院は同条項を審理する必要がある。

—本案について

11. 1789年の人間と市民の人権宣言第6条によれば、法律は、「保護する場合にも、処罰する場合にも、すべての者にとって同一でなければならない」。平等原則は、結果としての待遇の区別が法律に掲げる目的と直接の関係にある限り、立法者が異なる状況について異なる方法で規律することも、公益を理由に平等原則に違背することも妨げない。だからといって、平等原則が異なる状況下にある者を異なる仕方であらなければならないということにはならない。

12. 民法典第2224条を適用すれば、民事訴権である人的訴権または物的訴権の普通法上の時効期間は5年である。

13. その特則として、異議申立ての対象とされている保険法典L.114-1条は、保険契約から生じるすべての請求権はその請求権を発生させた事実から2年の時効によって消滅すると規定する。

14. 第1に、保険契約は、保険料または掛け金の払込の対価として危険を担保するという特徴を特に有している。その点で、保険契約は、他の契約とりわけ消費法典に服する契約と区別される。そのようなわけで、立法者は、保険契約から生じる請求権について、保険契約以外の契約で特別な規定がない場合に適用される普通法上の5年の時効期間とは異なる時効期間を定めることができたのである。

15. 申立人が批判する待遇差は、以上のように立場の違いに基づくものであるから、法律の目的に調和している。

16. 第2に、保険契約者と保険者の請求権に同じ2年の時効期間を規定している点については、異議申立ての対象とされている規定は、保険契約当事者間の待遇差を一切もうけていない。

17. したがって、法律の前の平等原則の無理解から引き出された申立

理由は排斥されなければならない。

18. 以上の結果、異議申立ての対象とされている規定は憲法が保障する裁判の前の平等、その他の権利または自由も尊重していないわけではないので、憲法に適合していると宣言されなければならない。

憲法院は次のとおり判決する。

第 1 条 2007年に向けた社会保障の資金調達に関する2006年12月21日の法律第2006-1640号によって改正された保険法典L.114-1 条第 1 項は、憲法に適合する。

第 2 条 本判決は、前掲1958年11月 7 日のオルドナンス第23-11条に定める条件に従いフランス官報に公示かつ通知される。

II 研究

1. はじめに

フランスでは、かねてから保険金請求権の消滅時効の問題が学説・判例において議論されてきた。保険法典L.114-1 条に定める 2 年の時効期間が他の消費者契約のそれと比較して短すぎるとというのが、学説・判例の共通認識である。とくに判例は様々な解釈論を駆使して、保険者による短期消滅時効援用の濫用を防止してきた。しかしながら、解釈論には自ずから限界があるので、学説は種々の立法論を展開してきた。最高裁（破毀院）は、その年次報告書の中で、繰り返し法改正の必要を主張してきた。そのような流れの中で、保険法典L.114-1 条の違憲性が意識されるようになってきた³。

3 以上の問題に関する最新の研究として、山野嘉朗「保険金請求権の消滅時効と請

さて、フランスでは、2008年の憲法改正により、第61-1条が導入された⁴。同条第1項は、「裁判所で係争中の事件の審理の際に、法律の規定が憲法の保障する権利と自由を侵害していると主張されたときは、憲法院はコンセイユ・デタまたは破毀院からの移送に基づいて、この問題について申立てを受けることができる⁵。」と規定する。これにより、権利・自由を侵害された一般市民が間接的にはあるが、違憲審査を請求できることになった。また、同条第2項は、「本条の適用要件は組織法律が定めるものとする⁶。」と規定し、これを受けて2009年に「憲法第61-1条の適用に関する2009年12月10日の組織法律第2009-1523号」が制定され、2010年3月1日に施行された。この法律により、これまでの憲法院に関する組織法の中に、第II-2章が追加された。この章のタイトルは「合憲性の優先問題について」(De la question prioritaire de constitutionnalité)であるが、QPCと略称されている。上述したとおり、憲法第61-1条第1項は、憲法院は「この問題について申立てを受けることができる」と規定するが、「この問題」がQPCである。QPCの憲法院への付託には二重のフィルターがかけられている。まず、当該裁判所において、①異議を申し立てられた規定が訴訟または手続きに適用できるか、または提訴の基礎となっているこ

求権者保護の法理—フランス法を主な対象とした比較法的研究」生命保険論集219号49頁（2022）参照。

4 フランス憲法および組織法律の翻訳については、辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』144頁以下（有信堂、2010）、バルラン・マチュー『フランスの事後的違憲審査制』（植野妙実子＝兼頭ゆみ子）訳（日本評論社、2015）、中村義孝「フランス憲法院の改革」立命館法学2012年2号（342号）1頁（807頁）を参照。

5 « Lorsque, à l'occasion d'une instance en cours devant une juridiction, il est soutenu qu'une disposition législative porte atteinte aux droits et libertés que la Constitution garantit, le Conseil constitutionnel peut être saisi de cette question sur renvoi du Conseil d'État ou de la Cour de cassation qui se prononce dans un délai déterminé. »

6 « Une loi organique détermine les conditions d'application du présent article. »

と、②事情変更がある場合を除き、異議を申し立てられた規定が憲法院判決の判決理由および主文において既に合憲と判示されていないこと、③問題が重大な性質を欠くものでないことが必要である。これが終了し、移送を受けてから3ヶ月以内に、コンセイユ・デタまたは破毀院は合憲性に関する優先問題を憲法院に移送するかどうかについて判断しなければならないが、上記①、②の条件が満たされ、かつ、問題が新規のものであるか、または重大な性質を示している場合には憲法院に移送される。本件は、このような二重のフィルターをクリアした後で、憲法院の判断を受けたものである。ちなみに、保険契約法規に関する多くの事案では、憲法院への移送が認められていない点に注意を要する⁷。

2. 論点の分析・検討

本件の最大の争点は、民法典第2224条に定める普通法上の時効期間が5年であるにもかかわらず、保険法典L.114-1条が保険者に対して事業者ではない保険契約者・被保険者が行使する保険契約から生じる請求権を2年の時効期間に従わせているが、これは、①人と市民の権利宣言第6条が保障する平等原則を侵害し、他方で、裁判を受ける者の間の平等を害することになるか、②このような区別は公益 (intérêt général) という理由で正当化されるかである。

保険法典L.114-1条では、原則として、保険契約当事者のすべての請求権に2年の短期消滅時効が適用される。すなわち、被保険者や保険金受取人の保険金請求権はもとより、保険者の保険契約者に対する保険料請求権等が2年の時効期間に服するのである。これに対し、消費法典L.218-2条は、「消費者に供給する財産またはサービスの対価に関する事業者の請求権は2年の時効によって消滅する」と規定しているので、それ以外の請求

7 この点については、山野嘉朗「憲法的価値理念と保険関連法規—フランスにおけるQPC（合憲性に関する優先問題）判例および男女別料率制度に関するEU司法裁判所2011年3月1日判決を中心に」生命保険論集177号5頁以下（2011）参照。

権の一つである消費者の請求権については普通法すなわち民法の5年の時効が適用される（民法典第2224条）。そこで、①保険契約から生じる請求権とそれ以外の契約から生じる請求権（両者は消費者が事業者に対して有する請求権という点については共通する）との間に差別が存在するのか、②締結する契約の性質を理由に、両者を別異に扱う必要があるのか、③両者の中で、事業者ではない被保険者の保護のレベルを他の事業者ではない契約者よりも下げることが正当化できるのかという問題が生じる⁸。

憲法院は、「保険契約は、保険料または掛け金の払込の対価として危険を担保するという特徴を特に有している。その点で、保険契約は、他の契約とりわけ消費法典に服する契約と区別される」と、まず判示する。すなわち、保険契約の特殊性に着目し、他の消費者契約との差異を認める。その上で、「立法者は、保険契約から生じる請求権について、保険契約以外の契約で特別な規定がない場合に適用される普通法上の5年の時効期間とは異なる時効期間を定めることができたのである」と判示して、立法者の裁量を認め、違憲性を否定する。

次に、憲法院は、「保険契約者と保険者の請求権に同じ2年の時効期間を規定している」と判示して、裁判の前の平等性を肯定している。

フランスでは、伝統的に契約主体＝人権主体と捉えられてきたので、憲法の人権規定が私人間に適用されるのが当然であると意識されている⁹。そのような意識の下で、保険契約法規の合憲性が議論されるのもあながち不自然とは言えないし、保険金請求権の時効期間を不当と見ることもできようが、憲法レベルでの平等が侵害されていると解することは困難と思われる。したがって、憲法院の判断は穏当であり、学説上も、判断の仕方についてはともかく¹⁰、特に異論は見られない。この問題は、やはり立法論

8 Pélissier, *supra* note (2), p. 19.

9 上村達男『会社法は誰のためにあるのか―人間復興の会社法理』10-11頁（岩波書店、2021）。

10 Bigot, *supra* note (1), p. 119.

で解決せざるを得ないであろう。

既述のとおり、破毀院は、年次報告書の中で、一貫して法改正の必要を主張し、今回、憲法院への移送を認めたわけだが、このような憲法院の判断を受けて、今後どのような対応を取るのか注目される¹¹ところである。

3. 本判決以前のQPC判例

これまで、保険契約法規およびその関連法規の合憲性が争われたことがあったが、違憲性を認めたのは憲法院2014年9月26日判決¹²だけである。同事案では、アルザス・モーゼル地方に固有の保険法典の規律¹³の違憲性が問題とされた。

保険法典L.191-1条は、「保険法典は、以下の規定を条件として、バ・ラン (Bas-Rhin) 県、オ・ラン (Haut-Rhin) 県およびモーゼル (Moselle) 県に存在する危険に適用される。」と規定して、アルザス・モーゼル地方のみに適用される特則 (保険法典L.191-1条ないしL.192-7条) を設けている。その中で、告知義務違反の効果に関する規律である旧保険法典L.191-4条が俎上にあげられた。

同条は、「不告知の危険もしくは不実告知がなされた危険を保険者が知っていた場合、または、同危険が保険者の債務の範囲を変更しない場合、または、同危険が保険事故の発生に影響を及ぼさない状態にあった場合は、解約およびL.113-9条の適用による減額は適用されない」(Il n'y a pas lieu à résiliation ni à réduction par application de l'article L. 113-9 si le

11 L. Bloch, La prescription biennale a-t-elle fait son temps ? : à propos du dernier rapport d'activité de la Cour de cassation, *RCA*, 2022, Repère, n° 1.

12 Cons. const., QPC, 26 septembre 2014, n° 2014-414, *RGDA* novembre 2014, p. 552, note A. Pélissier. Voir aussi A. Pélissier note sous Civ. 2°, 26 juin 2014, n° 13-27943, *RGDA* août-septembre 2014, p. 448.

13 これらの規律は、1991年5月6日の法律第91-412号によって創設されたが、その後、2005年12月15日の法律第2005-1564号によって改正されている。

risque omis ou dénaturé était connu de l'assureur ou s'il ne modifie pas l'étendue de ses obligations ou s'il est demeuré sans incidence sur la réalisation du sinistre.)と規定していた。他方、同条が引用する保険法典L.113-9条第3項によれば、保険契約者側の悪意によらない不告知・不実告知が保険事故後に確認された場合には、危険の完全かつ正確な告知に基づいて支払われるべき保険料額に対する既払いの保険料額（不告知・不実告知に基づく保険料額）の割合に応じて支払保険金額が減額される（プロラタ主義¹⁴）。したがって、アルザス・モーゼル地方に所在する建物を目的として損害保険契約を締結する際に、故意によらない不告知や不実告知があっても、保険契約者が、保険者が不告知の危険もしくは不実告知がなされた危険を知っていたことを証明できれば、プロラタによる減額が適用されない一方、同地方以外では減額が適用されるという不平等が生じていた。故意による不告知・不実告知については、保険法典L.113-8条がアルザス・モーゼル地方にも適用されて、契約が無効となるが、故意の立証は容易ではないから、保険者は保険契約者の故意による不実告知の心証を抱いていても、ローカル・ルールにより、保険金全額の支払を余儀なくされることがありうる。事実、建物の損害保険契約において、105平方メートルのスペースに対し50平方メートル、340平方メートルの体育館に対し198平方メートル、200平方メートルの事業所に対し100平方メートルを申告したという事例が見られる。このような不平等を是正するための解釈論も展開されたが必ずしも成功しなかったようである¹⁵。そのような流れの中でQPCが用いられ、憲法違反の判決に至ったのである。

この判決を受けて、同条は削除されることになった。なお、それ以外の

14 この仕組みについては、山野嘉朗「フランス保険契約法と告知義務」奥島孝康先生古稀記念論文集第2巻『フランス企業法の理論と動態』344頁以下（成文堂、2011）参照。

15 Péliissier, note précitée sous Civ. 2^e, 26 juin 2014, *RGDA* août-septembre 2014, p. 449.

規定は現在においても有効に存在していることはいうまでもない。

本判決以後、金融機関から融資を受けている借主に対し団体信用保険の保険者を 1 年ごとに変更する権利を認める 2017 年 2 月 21 日の法律第 2017-203 号第 10 条を QPC を通じて問題視する事案が見られた。金融業界は、既定の法的地位ならびに正当に期待されうる効果が侵害されていると主張したが、憲法院 2018 年 1 月 12 日判決は、立法者が追求する公益に鑑み、同法同条の合憲性を認めた¹⁶。

なお、本件と同じように、保険法典 L.114-1 条の 2 年の時効の違憲性が争われた次のような事案も存在する。ルーアン控訴院 2013 年 7 月 4 日判決に対する上告に際して、上告会社は憲法院へ QPC を付託することを要求したが、破毀院第 2 民事部 2014 年 4 月 10 日判決¹⁷ は、本件 QPC に対する回答が当該訴訟の結果に影響を与えうるものではないと解して、移送不可と判示している。上告会社は事業者とみなされなければならないので、消費者に認められる 5 年の時効期間を主張することができないというのが、その理由である¹⁸。

16 Cons. const., QPC, 12 janvier 2018, n° 2017-685, *RGDA* mars 2018, p. 151, note L. Mayaux.

17 Civ. 2°, 10 avril 2014, n° 13-24746, *RGDA* juin 2014, p. 337, note A. Pélissier.

18 Pélissier, *supra* note (17), p. 338.